

確定申告

平成30年分
お忘れなく

もうすぐ確定申告の時期です。皆さん申告書作成に必要な書類はそろっていますか。平成30年分の申告相談は、2月18日(月)から3月15日(金)(土・日を除く)に実施します。会場では申告書作成のお手伝いをします。必要書類が不足していると申告書が作成できない場合もありますので、必要書類をそろえてご来場ください。

照会 税務課 ☎0537-1114

確定申告が必要な人

- ▼営業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃や利子、配当、そのほかの所得がある人
- ▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入がある人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除など)の適用を受ける場合、または公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合は、市県民税の申告が必要です。

次に該当する場合には税務署の確定申告会場「JA掛川市茶業研修センター」をご利用ください。

- ▼譲渡所得がある人
- ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- ▼今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼青色申告の人
- ▼贈与税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の申告など、計算が複雑で長時間かかるような場合

申告手続きには、マイナンバーの記載が必要になります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告時に、番号確認書類(個人番号カードまたは通知カード)、本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。

☑ 確定申告に必要な物

- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 給与・年金の源泉徴収票(原本)、報酬等の支払調書(原本)
- 「確定申告のお知らせ」はがき、または確定申告書(税務署から送付されてきた人)
- 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書を作成し、収入と支出内容が分かるようにしておいてください。※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。
- 国民健康保険税の支払金額が分かるもの「平成30年分国民健康保険税納付額のお知らせ」※税務課から1月下旬に世帯主へ送付します。
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- 雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書と損害にあった建物などの取得年月日、取得金額の分かるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除に関する明細書(領収書の添付または提示によることも可)および補てんされる金額の分かるもの
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 還付申告される人は、金融機関の口座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの
- 個人番号確認書類(個人番号カードまたは通知カード)、本人確認書類(運転免許証など)
- 利用者識別番号の通知(平成29年度に申告会場でお渡しした緑色の封筒)